

様式第12（第59条関係）（平17経産令79・旧様式第10線下・一部改正、令元経産令17・一部改正）

（表 面）

第	号	立入検査職員身分証明書	
写	真	職 名	氏 名
			生年月日
			印
上記の者は、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第13条第1項の規定により立入検査を行う職員であることを証明する。			
年 月 日交付			
			経済産業大臣 印

（裏 面）

中小企業支援法（抄）

（報告及び検査）

第13条 経済産業大臣は、試験事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、試験事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第16条 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。